

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080010、080020、080030、080040、080180
規制の特例事項名	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化
意見提出者名	長野県、NPO法人大阪に新しい学校を創る会、特定非営利法人全国教育ボランティアの会、特定非営利法人IWC / IAC国際市民の会、株式会社東京リーガルマインド、杉並区
意見の要点	公立学校について「公設民営方式」の導入を認めてもらいたい。
意見に対する回答	ご提案いただいている特区における公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずることとした。
担当省庁名	文部科学省

第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080050, 080060, 080070
規制の特例事項名	公設民営型学校への県費負担教職員の配置の容認
意見提出者名	NPO 法人大阪に新しい学校を創る会 杉並区
意見の要点	公設民営型学校に県費負担教職員を配置してほしい。
意見に対する回答	<p>本提案の前提となる公立学校の公設民営については現在、中央教育審議会で検討中である。</p> <p>なお、公設民営型学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていない形態の学校について新たに対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題があると考えられるところ。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080080
規制の特例事項名	公設民営型学校における授業料の徴収
意見提出者名	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会
意見の要点	自然体験、社会体験活動に伴う補助教材、消耗品の費用が公的助成の対象でないときに保護者に負担を求めるものである。授業料の徴収が無理なら、「補助教材費」の名目では可能か。
意見に対する回答	<p>本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。</p> <p>なお、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することはできない。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080090
規制の特例事項名	公設民営型学校(地方独立行政法人)における授業料の徴収
意見提出者名	杉並区
意見の要点	授業料の徴収については、無償で義務教育を受ける機会は保証したうえで、学習指導要領を上回る、より特色ある教育を実施する際生じる経費について、授業料の徴収を行おうと考えているものであり、憲法の趣旨に反するものではない。
意見に対する回答	<p>本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。</p> <p>なお、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、「学習指導要領を上回るより特色ある教育」を行う場合であっても、これらの学校で授業料を徴収することはできない。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080120、080130、080380
規制の特例事項名	校長・教員の資格に関する規定の適用除外（公設民営・株式会社・NPO法人立学校）
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド 横浜にシュタイナー学園をつくる会
意見の要点	<p>資格をもたなくとも社会経験に富み、実務に通じた者が、教育者として優れていることもありうる。有資格の教育者か無資格の教育者かどちらを選択するかは国民の自由である。</p> <p>シュタイナー教員養成課程の修了者は、教員免許の有無に関わらず、小学校、中学校共に教えられる実力を十分に有すると考えられる。</p>
意見に対する回答	<p>学校教育法1条に規定する「学校」として教育活動を行う場合には、教員の資質能力を担保するため、原則として、教員免許制度による必要があるとあり、教員免許状を有しなくても、優れた知識や経験を有する社会人等は、特別免許状または特別非常勤講師制度により、教員として学校教育を行うことができる。</p> <p>特別免許状は、担当する教科に関する専門的な知識経験または技能を有する者であって、社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意を識見をもっている者について、教員を雇用しようとする学校等からの推薦に基づき、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により授与される。</p> <p>また、特別非常勤講師は、教員を雇用しようとする学校等から、都道府県教育委員会への届出により、教科の領域の一部を担任することができる。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080150、080350
規制の特例事項名	特別免許状等の授与手続きの簡素化(公設民営・株式会社・NPO法人立学校)
意見提出者名	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会 藤原学園実験教育研究所
意見の要点	体験的な学習に取組み、多様な学習を展開するために必要な教員は校長やNPO法人代表者が評議会に諮り、適切と認めたものに速やかに特別免許状を授与することが必要である。教育職員検定を都道府県教育委員会が実施する場合においても、前述の評議会決定を尊重し、現行の教職員検定の方法とは異なる、簡素化されたものにし、また事務手続きも省略するというのではなく短期間に行えるような、たとえば正規の免許状が出る前の仮免許状の発行などで対応できないかといった対応を求めるものである。
意見に対する回答	特別免許状は、教員を雇用しようとする学校や学校法人等が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて、都道府県教育委員会が教育職員検定を行い、授与されるものである。 現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たせば、都道府県教育委員会より免許状の授与は円滑に行われており、特色ある教育を行う上での免許状授与にあたり、特段の支障は存しないものと考えている。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080180、080190、080200、080210、080220
規制の特例事項名	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	個性的、特徴的な教育サービスの実現のため、現行法が定めた教育委員会の権限を特区における公設民営学校には及ぼさないようにしてほしい。
意見に対する回答	ご提案の前提となっている公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、現在中教審で検討中である。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080260
規制の特例事項名	私学助成の適用の拡大
意見提出者名	横浜にシュタイナー学園をつくる会 長野県 藤原学園実験教育研究所 NPO法人大阪に新しい学校を創る会
意見の要点	特区室の再検討要請のとおり再考願いたい。 憲法第26条の観点から再考願いたい(尊重すべき)。義務教育段階のNPO法人(に対する財政支援)は学校法人に準ずる措置とされたい。 義務教育無償の観点から、株式会社立学校に対し補助教材費名目の国庫補助は可能か。
意見に対する回答	816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、憲法第26条を含む現行制度の下でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。なお、憲法第26条第2項後段については、「国が義務教育を提供するにつき有償としないこと」であるとの最高裁の判決があり、一般に確立した見解となっている。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。なお、このことは、補助教材費名目か否かを問わない。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080270
規制の特例事項名	バウチャー制度の導入(NPO立学校)
意見提出者名	横浜にシュタイナー学園をつくる会
意見の要点	特区室の再検討要請のとおり再考願いたい。
意見に対する回答	<p>学校に対する機関補助の代替としてバウチャー制度を導入することについては、特区か全国かを問わず、資金確保の困難化による教育研究条件の劣悪化、学費高騰のおそれ、政策的必要性に基づく学校への重点的配分ができなくなる、等の問題があることから困難。</p> <p>なお、そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080280
規制の特例事項名	バウチャー制度の導入(大学)
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	<p>株式会社立大学も既存大学と対等に教育サービスを提供できるイコールフットイングを実現することが必要で、特区内既存大学への助成金支給も株式会社立大学と無関係でなく規制改革事項に当たる。バウチャー制度の問題点については以下のとおり克服可能。</p> <ul style="list-style-type: none">・「学費高騰のおそれ」: 学費高騰分の負担は生徒には生じず、奨学金制度の拡充等で対応可能。・「資金確保の困難化による教育研究条件の劣悪化」: 自由競争の原理により大学の方針転換が促され、大学法人化の流れとも合致。・「政策的必要性に基づく学校への重点的配分」: 学生に不人気な大学は「政策的必要性」がないと国民に判定されたものであり、国民の学術的判断に反して援助する必要はない。
意見に対する回答	<p>学校に対する機関補助の代替としてバウチャー制度を導入することについては、特区か全国かを問わず、資金確保の困難化による教育研究条件の劣悪化、学費高騰のおそれ、政策的必要性に基づく学校への重点的配分ができなくなる、等の問題があることから困難。</p> <p>なお、そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080291
規制の特例事項名	NPO 法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大
意見提出者名	横浜にシュタイナー学園をつくる会
意見の要点	特区室の再検討要請のとおり再考をお願いしたい。
意見に対する回答	<p>816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。</p> <p>税制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。</p> <p>なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する税制上の優遇措置が講じられているところ。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080292
規制の特例事項名	地方独立行政法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大
意見提出者名	杉並区
意見の要点	<p>地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄附金控除の対象とする事により、地域密着型の学校としての健全な財政基盤が確立され、集まった寄附金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与するものと考えている。</p> <p>また、現行法では私立学校法に規定する学校法人に対する寄附金は寄附金控除の対象をされており、既存の私立学校と同等の寄附金控除の対象とすることで、競争条件の確保を求めるものである。</p>
意見に対する回答	<p>本提案の前提となっている地方独立行政法人による学校の管理運営に関して、多くの検討すべき課題があり、特区において導入することは困難であり、現時点で制度の導入を前提とした個別の事項について回答することは不可能である。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

	080400
規制の特例事項名	NPO 法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認
意見提出者名	横浜にシュタイナー学園をつくる会 NPO 法人大阪に新しい学校を創る会
意見の要点	なぜNPO だけ不登校児童等の規制があるのか。
意見に対する回答	<p>NPO 法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っていること、また法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものがありうる。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。</p> <p>その一方、既存の学校では必ずしも十分な取組みが行き届いていない不登校児童生徒等に対する教育において、一定の実績を有するものがある。そこで、このような分野に限って、一定の実績があるNPO 法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

	080400
規制の特例事項名	NPO 法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>なぜNPOだけ不登校児童等の規制があるのか。</p> <p>また、NPO法人立学校がIT教育や外国語教育といった特色ある教育を中心として一般児童生徒向けの教育を行うためにはどのような課題をクリアすれば認められるのか。</p>
意見に対する回答	<p>NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っていること、また法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものがありうる。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。</p> <p>その一方、既存の学校では必ずしも十分な取組みが行き届いていない不登校児童生徒等に対する教育において、一定の実績を有するものがある。そこで、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

	080400
規制の特例事項名	NPO 法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認
意見提出者名	野田市
意見の要点	<p>回答における「できるだけ速やかに評価を行い」とは具体的にいつ頃を考慮しておられるのか明確な時期を示して頂きたい。</p> <p>また当市が提案する定時制の運営は、適切な財政支援やNPO法人の人材を学校運営経験者に委ねるなど、継続性、適正性を担保したものである。以上の「地域ニーズがあること」と「運営の適正性が担保されていること」を条件に認めて頂きたい。</p>
意見に対する回答	<p>教育の効果は短期的に評価しうるものではなく、具体的な時期はお示しできないが、実施状況を踏まえてできるだけ速やかに評価を行いたい。</p> <p>ご提案については、特区において、現在、構造改革特区法に定められている要件を満たしたNPO法人による学校設置により対応するか、あるいは、市立高校としての実施や、学校法人を誘致又は設立して実施することにより対応が可能と考える。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080410
規制の特例事項名	大学設置基準の緩和(海外の大学に係る設置認可の要件の緩和)
意見提出者名	templ大学ジャパン
意見の要点	<p>templ大学ジャパンは米国大学として正式に認定を受けているのであり大学としての要件は満たしている。米国認定協会の認定を持つ米国大学日本校を大学又は大学に準ずるものとして認められないと言う根拠を、教育の内容について具体的に説明されたい。</p>
意見に対する回答	<p>提案主体の主張は、米国内における位置付けを根拠として、我が国における大学としての法的地位を主張するものであるが、我が国において我が国の大学又はこれに準ずるものとして活動するのであれば、質保証・学生保護等の観点から、当然ながら我が国の法体系のもとで大学を設置・運営することが必要である。</p> <p>我が国の大学制度では、設置認可により設置時における一定水準を担保するとともに、設置後における定期的な認証評価の実施、是正措置の発動などにより質保証を図る仕組みをもうけており、こうした質保証システムに基づいて初めて我が国において大学としての法的地位が付与されるものである。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

	080460, 080470
規制の特例事項名	学校法人による学校の設置認可権限の特区长への委譲 学校法人による学校設立の際の私立学校審議会への諮問の不要化
意見提出者名	横浜にシュタイナーが学園をつくる会
意見の要点	提案は、特に大都市においては実現が難しそうな「特区学校法人」認可のハードルを、株式会社やNPO法人立学校と同等にして欲しいというものである。
意見に対する回答	学校法人の認可権は都道府県が有することが適当であり、現状でもななら問題は無い。また、学校法人の認可権を市町村に委譲することについては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により「都道府県知事の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされているところであり、現行制度上、提案地方公共団体の位置する都道府県の判断により可能である。その場合には、私立学校審議会への諮問についても、都道府県の判断により委譲することが可能である。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080480
規制の特例事項名	教育委員会の必置規制の廃止
意見提出者名	志木市
意見の要点	<p>本提案は、首長から独立した教育長の権限を強化するものであって、首長が直接教育事務を執行しようとするものではない。</p> <p>地方にだけ、教育委員会を設置しなければ、個人的な価値判断や党派的な影響力を受け、安定性、継続性が確保できないとする解釈は、地方に対する信頼性の欠如である。</p>
意見に対する回答	<p>教育委員会制度は、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から教育の中立性を確保するとともに、継続性、安定性を確保するため、独任制ではなく合議制を採用している。</p> <p>また、地方公共団体は、学校の設置管理をはじめ、地域における教育行政を直接実施する役割を担っているのに対し、国は、制度の枠組みや全国的な基準の設定等を行うことを主たる役割としている。したがって、行政機関の在り方について、国と地方公共団体を同列に論じることはできない。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080490
規制の特例事項名	教育に関する事務の分担
意見提出者名	志木市
意見の要点	<p>地方にだけ、教育委員会を設置しなければ、個人的な価値判断や党派的な影響力を受け、安定性、継続性が確保できないとする解釈は、地方に対する信頼性の欠如である。</p> <p>職務の分担は、議会の関与を必要とする条例で定めることにより、中立性の確保は担保できると考える。</p>
意見に対する回答	<p>地方公共団体は、学校の設置管理をはじめ、地域における教育行政を直接実施する役割を担っているのに対し、国は、制度の枠組みや全国的な基準の設定等を行うことを主たる役割としている。したがって、行政機関の在り方について、国と地方公共団体を同列に論じることはできない。</p> <p>首長との職務分担を条例で定めるとしても、教育行政に関する事務を首長部局の権限にすることを可能とすることは、その執行に当たって中立性、安定性、継続性を担保できなくなる。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080510
規制の特例事項名	教育委員会の権限の委譲(一定の権限の学校評議会への委譲)
意見提出者名	千代田区
意見の要点	<p>現在の公立学校は、教育課程の決定など教育委員会の権限となり、学校現場や地域の意向が迅速に反映されていない。</p> <p>千代田区が教育委員会の権限の一部を学校評議会に委譲し、私学的な学校運営方法を導入することにより、区民のニーズに的確に対応した教育活動を実践することで、公立学校における教育の充実を目指すものである。</p>
意見に対する回答	<p>検討要請に対する回答にあるように、現行制度においても、教育委員会が学校の意向を十分に尊重するために学校の裁量を拡大した学校管理規則等を制定して実際の運用に努めることや、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを学校の管理運営等に反映させることが可能である。</p> <p>なお、教育課程については、学習指導要領上、教育委員会ではなく各学校が適切に編成することとされている。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080530、080540、080550、080560、080570、080580、080590
規制の特例事項名	教育委員会の権限の委譲
意見提出者名	多治見市
意見の要点	<p>本市が提案するカリキュラムは、現行法制度（学校教育法施行規則第24条等）に抵触するので実現が不可能。</p> <p>学校評議員制度は、校長の諮問機関でしかなく、住民が学校のことを決定する権限が無く責任が伴わないため、住民の意向を反映することが不十分である。</p> <p>本市提案の「学校運営委員会」は、 教育委員会事務局の職員など専門・実務家も加わっているため、 安定性が確保でき、 条例設置の市の機関として位置付け、教育委員会の職員も参加するため、公共性が確保でき、 学校が自己評価を実施することにより教育の質が確保できると判断する。</p> <p>公立小中学校の管理については、地域住民が積極的に関わるべきであり、特色ある学校運営を実現するには、硬直的な運営を招きやすい現行教育制度の枠組みを越えた抜本的な体制を整える必要がある。</p>
意見に対する回答	<p>再検討要請に対する回答にあるように、学習指導要領によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。</p> <p>また、住民の意向の反映については、現行制度においても、教育委員会が学校の意向を十分に尊重するために学校の裁量を拡大した学校管理規則等を制定して実際の運用に努めることや、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度を活用したり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを学校の管理運営等に反映させることにより、十分可能である。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080620
規制の特例事項名	教員資格要件の緩和(公設民営学校、株式会社・NPO法人立学校以外)
意見提出者名	千代田区
意見の要点	提案は、区内に集積する企業、大学、各種学校等で活躍する優れた社会人、外国人等を教員免許を有していなくとも、中等教育学校の(校長以外の)正規教員として採用し、より開かれた活力あふれる学校を目指すものである。特別免許状による対応も考えられるが、「学士の学位を要する」ことが要件になるなど制約が依然として存在することから、より柔軟な教員採用を目指すものである。
意見に対する回答	特別免許状については、平成14年の教育職員免許法改正において授与要件を見直し、学士の要件が撤廃されている。 また、現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たせば、都道府県教育委員会より免許状の授与は円滑に行われており、特段の支障は存しないものとする。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080630
規制の特例事項名	相当免許状を有しない者による指導(特殊教育諸学校教員による総合的な指導)
意見提出者名	岡山県
意見の要点	臨時免許状の取得手続きのために、学校種や部間を越えた人事異動に支障をきたしており、特別支援教育における有効な人材活用ができていないのが現状であり、臨時免許状を取得しなくても、効果的な指導が行えるよう免許状制度の弾力的な運用ができることを期待するものである。
意見に対する回答	臨時免許状の授与手続きの詳細は、授与権者である都道府県教育委員会において定めており、法令の範囲内で、盲・聾・養護学校教員の任命権者である都道府県教育委員会における調整や委員会の自主的判断による手続き簡素化等を行うことにより、人事異動に支障をきたさないよう臨時免許状を授与することは可能であると考えます。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080640
規制の特例事項名	幼稚園教諭の資格を有さない小学校教諭による、幼稚園教育要領に基づく指導の実施
意見提出者名	東京都板橋区
意見の要点	幼稚園教諭が、引率して小学校に来校し、園児を残して幼稚園に帰るような場合や引率してきた幼稚園教諭が、小学校の他のクラスの授業参観を行っているような場合、月一回、幼稚園に登園しないで直接小学校に登校させる等のケースで幼稚園教諭の立ち会い等が行われない場合、現行の規定により対応可能なものなのか再度確認したい。
意見に対する回答	幼稚園の管理下として、適切な状態で実施されるのであれば、免許の有無とは関係なく対応可能であると考えるが、個別具体的な事例については、必要に応じて別途ご相談頂きたい。
担当省庁名	文部科学省

第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080780, 080790
規制の特例事項名	県単独で雇用する県費負担教職員の給与負担に関する特例 市町村費負担教職員として配置される県費負担教職員の任命権者の明確化
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>提案は市町村が市町村費負担教職員任用事業により地域独自の教育施策を展開しようとする場合に、市町村の要請により、県費負担教職員を派遣・配置するものである。市町村費負担教職員の任用にあたり、次のような課題が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎化・少子化の中で、市町村費負担教職員を雇用しつづけることが可能かどうか長期的な見通しが立てられない。 ・山間地・僻地において、適当な人材確保ができない可能性がある。 ・小規模の自治体では、市町村費負担教職員が一つの学校で一生勤める場合もあり、幅広い教育経験を積むことができない。 <p>これらの点を解決するために、今回の提案をするものである。</p>
意見に対する回答	<p>市町村立学校の教職員の給与負担を都道府県の負担としているのは、財政力の格差が大きい市町村が教職員給与を負担すると、給与水準や配置人数の格差が広がり、教育水準の格差が生じて教育の機会均等が失われる結果につながるため、設置者負担主義の例外として、都道府県が市町村に代わって負担することにより、市町村を通じた教育水準の維持向上を図るためである。また、給与負担者である都道府県が任命権者となることで、広域的な人事管理が可能になるため、全ての市町村立学校で必要な教職員を確保できるようになっている。</p> <p>これに対して、市町村費負担教職員任用事業は、地域における特色ある教育の推進のために、都道府県の定める教職員定数とは別に、市町村が自らの負担により教職員を独自に任用するものである。</p> <p>したがって、市町村費負担教職員の任命権は、給与負担をしている市町村が自らの責任で持つものであり、市町村に給与を負担させ、その任命権だけを県が持つとする旨の本提案は、特区の趣旨に合うものではない。県が任命権を持つ県費負担教職員を市町村に配置したいと考えるのならば、県費で配置する必要があるため、本提案は、県が本来負担すべき責任があるにもかかわらず、負担を市町村に転嫁することにつながるものと考えられる。</p> <p>なお、県が市町村が行う市町村費負担教職員任用事業を人材面で支援したいのであれば、県と市町村が同意の上で、県費負担教職員を市町村</p>

	費負担教職員として市町村に派遣することも可能であると考えられるところ。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080800
規制の特例事項名	学校選択制実施時の諸手続きに係る規制の緩和
意見提出者名	板橋区
意見の要点	一度就学校を指定し、その後指定校変更の申立により希望に沿った就学校を指定するといった対応ではなく、円滑な就学事務の実施のためには指定校変更によらずに、規制の緩和により実施することが望ましいと考える。
意見に対する回答	就学に関する事務の円滑な遂行の観点から、補欠であっても入学できない可能性がある以上、当該学校に入学しない場合の就学校についてあらかじめ指定することが必要である。この場合、補欠登録者である旨を明記した就学校指定によることが考えられる。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080800
規制の特例事項名	学校選択制実施時の諸手続きに係る規制の緩和
意見提出者名	東京都板橋区
意見の要点	就学前健康診断の実施時期については、学校選択制のスケジュールでは11月末までに完了するのは困難である。
意見に対する回答	<p>就学時の健康診断は、</p> <ul style="list-style-type: none">・学校教育における子女の健康の問題について保護者及び本人の認識と関心を深める、・疾病等を有する就学予定者については、入学時までに必要な治療をし、あるいは生活規正を適正にする等により、健康な状態で入学するようにする、・一定の障害のある者については、就学義務の猶予若しくは免除又は特殊教育諸学校への就学若しくは特殊学級への編入等により、障害の状況に応じた就学を図る、 <p>ことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的として実施しているものである。就学時健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び就学義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行うためには、就学時健康診断を就学校の指定に先立って行う必要がある。</p> <p>また、市町村の教育委員会は、12月31日までに盲・聾・養護学校に就学するのが適当とされる者の氏名を都道府県の教育委員会に通知しなければならず、都道府県の教育委員会は、これを受けて、1月31日までに、保護者に対して、就学すべき盲・聾・養護学校を通知することとされている。</p> <p>そこで、特区において当該市町村の教育委員会が、障害のある子どもの教育的ニーズを適切に把握し、かつ、都道府県の教育委員会が12月31日までに上記通知を受けられる限りにおいて、現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないよう留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。</p> <p>なお、就学時健康診断の実施場所については、市町村教育委員会の判断事項である。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080830、080850
規制の特例事項名	通信制高等学校に係る校舎面積規制の緩和 通信制高等学校に必置教員、事務職員数の規制緩和
意見提出者名	株式会社 学育舎
意見の要点	回答において「高等学校設置基準の見直しに併せて、その内容を見直す予定」とあるが、見直しの時期及びその内容について具体的に示してほしい。
意見に対する回答	現在、高等学校通信教育規程の改正内容等について、高等学校設置基準の見直しと併せて検討しているところであり、現段階で、改正時期、改正内容を示すことは困難である。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080870
規制の特例事項名	通信制高等学校に係る完全在宅学習の容認
意見提出者名	学校法人 大彦学園
意見の要点	通信制課程で面接指導が必要な時間数は年間3~4日でしかなく、そのために単位取得や卒業ができない生徒がいるのは残念である。少なくとも、学ぶ意欲を持ちながら、何らかの理由で登校困難な生徒に限定した形での対応ができないか検討してほしい。
意見に対する回答	通信制高校における面接指導は、生徒の人間形成の面で重要な意義を持つ指導方法であるとともに、自宅学習を進めるに当たって的確な示唆を与えるなどの役割を持つものであり、メディアによる間接経験のみでは学習の成果は十分得ることはできないことから、面接指導を行わない完全在宅学習による方法を認めることは困難である。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080880
規制の特例事項名	高等学校全日制課程における不登校状態にある生徒に対する通信制課程の教育課程の特例の適用
意見提出者名	京都府
意見の要点	本提案では、必要が生じた場合に教育課程の全てを通信制のスタイルで履修させることを想定しており、単位数に上限のある学校間連携では対応できない。年度途中で必要に応じて通常の学習から通信制のスタイルに変更することができるような柔軟な対応をできるようにするべきである。
意見に対する回答	特区において高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、通信制課程で認められている教育課程の特例を活用した学習方法を、卒業に必要な単位数のうち、一定の単位数を上限として適用させることができることとする。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080930
規制の特例事項名	大学設置基準の緩和
意見提出者名	(地方公共団体等の団体の場合は団体名を記入してください。) 名瀬市
意見の要点	(意見の概要を分かりやすく記載してください。) サテライトキャンパスの要件のうち「社会人等」を削除などの措置を要望する。
意見に対する回答	<p>サテライトキャンパスは、社会人等本校に継続的に通学することが困難な者に対しても、本校において設置基準を満たした十分な教育研究を行うことを前提にしつつ、大学に対するアクセスを用意するための例外的な取扱である。</p> <p>したがって、現行においても社会人学生以外の学生であっても本校に通うことが困難である者を対象にするのであれば一定の要件を満たした上で認められるが、ご指摘のような要件の改正は困難である。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

	080940
規制の特例事項名	大学設置基準の緩和(校地の自己所有の要件の撤廃)
意見提出者名	テンプル大学ジャパン
意見の要点	校地について自己所有を要しないと解してよいか。 特区室からの再検討要請のとおり、施設・設備が自己所有でなくてもよいと解してよいか明確にしていきたい。
意見に対する回答	校地・校舎について、貴見のとおり(821特区)。 設備については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)において、教育研究に支障のない範囲内での借用は認められている。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080950
規制の特例事項名	大学における校舎の面積基準の引き下げ
意見提出者名	テンプル大学ジャパン
意見の要点	教育上支障が無ければ、無条件で面積を現ることができるのか明確でない。そうでない場合は、具体的な代替措置の提示を要望する。
意見に対する回答	<p>学生が充実した学習を行うためには、収容定員の規模等に応じて必要な一定の校舎が確保されている必要がある。</p> <p>なお、校舎等の整備については、段階的な整備、自己所要要件の緩和(特区においては借地も可能)、教室の天井の高さの緩和(特区)などの弾力化措置が取られている。</p>
担当省庁名	文部科学省

【別紙3】

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080960
規制の特例事項名	大学における運動場に係る要件の弾力化
意見提出者名	東京リーガルマインド、テンブル大学ジャパン
意見の要点	<p>400mフィールドの中を競走馬のごとく駆けめぐる程度の運動は、スポーツとは言わない。学生が望むスポーツの施設を用意することなど不可能。</p> <p>教育上問題の無い場合には、運動場を設置しなくてもよいのか明確でない。そうでない場合は、具体的な代替措置の提示を要望する。</p>
意見に対する回答	<p>大学は授業だけを実施していれば、その目的を達成するものではなく、学生生活の充実のための環境整備が不可欠である。その一環として、一般の学生が好きなきに利用できる運動場は、そのような環境整備の一環として不可欠なものである。</p> <p>なお、上記のことを前提にしつつ、特区において運動場の要件の弾力化を行う予定である。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	080970
規制の特例事項名	大学における体育館に係る要件の弾力化
意見提出者名	テンブル大学ジャパン
意見の要点	教育上問題の無い場合には、体育館を設置しなくてもよいのか明確でない。そうでない場合は、具体的な代替措置の提示を要望する。
意見に対する回答	<p>大学は授業だけを実施していれば、その目的を達成するものではなく、学生生活の充実のための環境整備が不可欠であり、体育館は、そのような環境整備の一環として原則として必要である。</p> <p>ただし、特段の事情がある場合には必ずしも設けなくてもよいものとして運用しているところ。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081020
規制の特例事項名	大学における専任教員数の緩和
意見提出者名	テンプル大学ジャパン
意見の要点	学部学科が小規模のため、専任教員数が必要な数に満たないので緩和してほしい。
意見に対する回答	学生が充実した学習を行うことができるためには収容定員の規模に応じて最低限の教員数が必要不可欠である。大学としてふさわしい教育を行うためには、それを下回る教員数では困難なものと考えられる。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081030、081040、081050、081060
規制の特例事項名	ITを活用した大学設置基準の緩和
意見提出者名	株式会社 学育舎
意見の要点	提案の趣旨は、本来的には通学型の大学設置を目指してのものである ので、通学型の大学設置に係る回答をほしい。
意見に対する 回答	大学に係る設置基準は、その教育形態に応じてふさわしい最低限の枠組みを定めているものであり、通信手段を活用するのであれば通信教育設置基準、通信によらない大学を設置するのであれば大学設置基準に定められた要件を満たすべきであると考えられる。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081070
規制の特例事項名	大学の学部・学科の設置認可申請における特例
意見提出者名	templ大学ジャパン
意見の要点	文部科学省回答では「質保証、学生保護等の観点から認可が必要」としているが、templ大学ジャパンの場合、学部・学科の開設については本校の厳密な審査を受けるものであり、質保証等の面で問題はないと考える。学問分野の大幅な変更を伴わない学部・学科の設置を届出制にする場合の「大幅」の基準について説明して欲しい。
意見に対する回答	<p>我が国において我が国の大学又はこれに準ずるものとして活動するのであれば、質保証・学生保護等の観点から、当然ながら我が国の法体系のもとで大学を設置・運営することが必要である。</p> <p>学部・学科の設置が認可・届出のいずれに該当するかは、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（文部科学省告示第39条）」に基づいて判定される。「基準」においては、学問分野を文学、法学、経済学、理学、工学等の17分野に区分し、既設学部と同一の学問分野に属する学部・学科を設置しようとする場合は届出となる等の定めをもうけている。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081080
規制の特例事項名	大学の収容定員の認可申請における特例
意見提出者名	テンプル大学ジャパン
意見の要点	特区室からの再検討要請のとおり、収容定員全体の増減についても届出制でよいのか明確にしていきたい。
意見に対する回答	大学の収容定員の総数を増加させる場合、教員数、校地・校舎面積等の増加を伴うため、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081140、081150
規制の特例事項名	大学の修業年限の撤廃
意見提出者名	株式会社 東京リーガルマインド
意見の要点	<p>学校教育法における大学の目的は大変高邁であるが、レジャーランドなどと言われている現在の大学はそうになっていないので、資格取得を目指す教育機関も大学とすべき。</p> <p>資格社会こそ多くの人間の自己実現を図ることのできる社会である。</p> <p>高邁な大学と資格取得を目指す大学との選択的併存を目指すべき。</p>
意見に対する回答	<p>学校教育法で定める大学の目的は必要である。</p> <p>学校教育法に定める大学としての枠組みを満たした上で資格取得を目指す教育を行うことは可能であり、また大学制度によらなくとも資格取得を行うことについては規制がなく、自由に展開できるものである。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081171,081172,091180
規制の特例事項名	国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間短縮の容認、国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間内役員兼業の容認、国立大学教員等による裁量労働制の容認
意見提出者名	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市
意見の要点	国立大学法人化以降は、各大学の就業規則については許認可事項としないなど、文部科学省として何ら行政指導を行わないと解してよいか。
意見に対する回答	そのように解していただいてよい。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081200、081220、081230、081240、081280
規制の特例事項名	幼稚園と保育所の機能を統合した第三制度の創設 幼稚園と保育所の施設設備基準の統一 幼稚園と保育所の職員配置基準の統一 幼稚園教諭と保育士の資格の一元化 幼稚園と保育所における教育内容の統一
意見提出者名	東京都千代田区
意見の要点	子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで区分する仕組みは二〇世紀の遺物である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。 また、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、平成18年度までに検討することとされた「総合施設」について、早急かつ前向きに検討されたい。
意見に対する回答	「総合施設」における施設設備基準、職員配置基準、教育内容については、厚生労働省等と協力し、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から前向きに検討して参りたい。 職員の資格については、同じく「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において決められたとおり、当面、双方の資格を取得しやすいような方策を講ずることとしており、保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得しやすくする方策について、平成15年度中に検討し結論を得るところである。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081300
規制の特例事項名	国立大学施設の無償貸与
意見提出者名	横浜にシュタイナー学園をつくる会
意見の要点	学校設置株式会社、学校設置非営利法人が設置する学校も公共の目的と考えることもできるのではないか。
意見に対する回答	国立大学の施設は、国の行政目的に直接供される財産であり、公共目的による使用か否かに関わらず、原則として貸付は認められておらず、その用途、目的を妨げない限度においての使用の許可が例外的に認められている。このため、ご提案のような庁舎等を恒常的に使用することとなる学校の運営等については、国立学校の施設の本来の用途、目的を妨げないものとは言えず、使用許可の対象とすることは困難と考える。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

	081310
規制の特例事項名	国有財産の譲与・貸与要件の緩和
意見提出者名	NPOバイリンガルろう教育センター龍の子学園(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター)
意見の要点	学校設置非営利法人に対して国有財産を無償で譲渡又は貸与できるようにしてほしい。
意見に対する回答	現在、私学助成を受けられる学校法人に限り減額貸付等が認められていることに鑑みれば、困難であると考えます。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081340
規制の特例事項名	研究交流促進事業にかかる国立大学等の敷地の廉価使用に係る要件の緩和(研究の対象範囲の拡大)
意見提出者名	北海道
意見の要点	<p>大学の研究開発に必要な装置を製造する企業が大学の土地を使用する場合は、現行の特例措置(814)で使用可能か。</p> <p>また、現行の特例措置の適用の際の要件である、「密接な関連」の具体的基準は何か。またその判断は学長が行うものと解してよいか。</p>
意見に対する回答	<p>国有地内に研究の用に供する施設を整備した主体が、構造改革特別区域法に基づき読み替え適用される対象範囲までの研究を実施する主体となることが要件となるが、例えば、当該実施主体から大学の研究開発に必要な装置を製造する企業に対して研究の一部を委託し、当該企業に当該装置の開発を行わせる等、当該施設で行おうとする研究に当該企業を参画させる形態を取ることで、当該企業に当該施設を利用させることが可能である。</p> <p>また、「密接に関連する研究」とは、例えば、国以外の者の整備した施設を用いて当該国以外の者が得た研究の成果の報告を国が受けることにより、国の研究業務の遂行に重要な示唆が得られるような研究を想定しているが、個別のケースの状況に応じて、各機関の長が判断するものである。</p>
当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081350
規制の特例事項名	研究交流促進事業に係る国立大学等の敷地の廉価使用に係る要件の緩和 (研究を行う者以外への対象範囲の拡大)
意見提出者名	北海道
意見の要点	国と研究者の交流を支援する者との研究交流が期待できなくとも、支援者が行う事業を介して国と国以外の者との研究交流が進むとすれば、研究交流促進法の目的と合致すると考えられることから、再検討願いたい。
意見に対する回答	<p>現行制度においては、研究交流促進法は、研究交流を実施する際の法制上のあい路を改善することによって国と国以外の者との研究の交流を促進し、もって国の研究の効率化を図ることを目的として制定されたものである。</p> <p>当該目的と照らして考えると、「研究者の交流を支援する者に対して廉価使用の対象範囲を拡大すること」は、当該措置を講じたとしても国と当該支援者との間の研究の交流が期待できないことから、国と国以外の者の交流の促進を図る旨の同法の目的を超える範囲のものであるため、特区において対応することは適切でないものとする。</p> <p>なお、平成16年4月の法人化以降、国立大学法人の施設等の使用料は、各法人の判断により決定されることとなる。また、国立大学法人には、研究交流促進法第11条は適用されない。</p>
当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081360
規制の特例事項名	休業日等における学校施設の一部の管理委託
意見提出者名	練馬区
意見の要点	<p>指定管理者制度施行後においても、可能と解してよいか。</p> <p>校舎の一部のみ、指定管理者が管理する場合に、建物全部の場合と異なる規制はないと解してよいか。</p> <p>限定した時間のみ、指定管理者が管理する場合に、丸一日の場合と異なる規制はないと理解してよいか。</p> <p>学校教育に支障のない範囲で、指定管理者に学校施設の一部の管理運営を委託することは、学校教育法第5条に抵触しないものと解してよいか。</p>
意見に対する回答	<p>指定管理者制度施行後においても、従前と同様に、学校教育に支障のない範囲内であれば、委託を受けた団体等が学校施設を管理することは可能であり、現行の学校教育法第5条に抵触しない。</p> <p>また、本制度の具体の適用については、地方自治法の関連規定に基づき、当該地方公共団体が適切に判断するものとする。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081370
規制の特例事項名	補助事業等により財産取得した学校施設での収益事業の可能化
意見提出者名	練馬区
意見の要点	放課後や学校休業日において学校教育に支障のない範囲で、地域住民が国庫補助の交付を受けて整備された公立学校施設を使用し、収益事業を行う場合、国庫補助金相当額の国庫納付は不要であると理解してよいか。
意見に対する回答	地方公共団体の財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することが可能であり、公立学校施設については、学校教育に支障のない範囲で、地域住民に使用させることが設置者の判断と責任により可能である。また、国庫補助金の交付を受けて整備された公立学校施設の一時使用については、財産処分手続は不要であるとの取扱いをしている。
担当省庁名	文部科学省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081440
規制の特例事項名	放送番組のインターネット配信に係る特例
意見提出者名	岡山県(33000)
意見の要点	特区法でいう「規制」とは、単に民間の事業活動に対する国の許認可等による具体的な制限のみを指すものではなく、著作権を除外すべきではない。いわゆるインターネット放送についても著作権法上の放送と同様の特例措置を設けてほしい。
意見に対する回答	<p>憲法第29条(財産権)等を根拠とする著作権は、他の権利(言論の自由、学問の自由など)と同様に、私人に付与される権利であり、これらの他人の権利を侵害する行為はできないということは「規制」ではない。(他人の所有する物を勝手に利用できないということが「規制」ではないのと同様。)</p> <p>なお、国際条約上、「放送」については実演家の許諾を受けたものを再「放送」すること等について、各締約国の法律により実演家の権利を制限する(許諾を不要とする)ことが認められているが、貴県の提案にいう「インターネット放送」は、「放送」とは全く別の「送信可能化」と位置付けられており、実演家の権利を制限することが認められていない。したがって、実演家の許諾を得て放送されたものを、無許諾で「インターネット放送(=送信可能化)」することを認めることは、WTO協定等の国際条約に違反することとなる。</p>
担当省庁名	文部科学省